

大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正（太陽光発電所の対象規模要件の強化）
に関する大分県環境審議会等での意見及び県の見解

1 大分県環境審議会第25回総合政策部会

番号	項目	意見要旨	県の見解
1	特別地域（範囲）	特別地域の考え方は、大分県で重要な自然共生地域として、皆さんが守っていかうとすることで指定している「おおいたの重要な自然共生地域（23カ所）」を特別地域に入れるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域は、法や条例、条約等において「自然環境の保護・保全、生物多様性の確保」が直接的な目的となっており、かつ、そのエリアが明確に位置づけられている地域（区域）としました。 ・おおいたの重要な自然共生地域については、範囲が明確に定められていないものも含まれるため、特別地域に選定していません。 ・「おおいたの重要な自然共生地域（23カ所）」周辺において事業が計画された場合は、自主的環境配慮指針に基づく環境配慮の実施をしっかりと指導していきます。
2	特別地域（範囲）	水源の保全地域も特別地域に入れるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域は、法や条例、条約等において「自然環境の保護・保全、生物多様性の確保」が直接的な目的となっており、そのエリアが明確に位置づけられている地域（区域）としました。 ・水源の保全地域については、範囲が明確に定められていないため、特別地域に選定していません。 ・なお、水源地域の保全については、森林法に基づく林地開発許可における許可基準の項目として、「水の確保」や「環境保全」があり、開発による支障が生ずるおそれがないか審査を行っています。 ・また、水源地周辺が森林法に基づく「水源かん養保安林」に指定されている場合、指定の解除等が必要となり、他の用途に転用する場合などは厳しく規制されています。
3	特別地域（範囲）	特別地域（国立公園・国立公園・ユネスコエコパーク）は県をまたぐエリアがあるが、各県条例で相互の配慮があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・九州では大分県と福岡県、鹿児島県が太陽光発電事業を県条例で対象事業に規定しています。 ・その他の県では、「その他土地開発事業」として面積規模が大きい場合、条例の対象としています。 ・条例の内容については各県で情報共有しており、各県が地域特性を考慮したうえで、条例を制定・運用しています。
4	特別地域における対象規模要件（面積5ha）	特別地域の対象規模要件の考え方は。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の要件については、同様の規定を設けている自治体の状況を勘案しました。 ・また、電気事業法において、工事計画届や使用前安全管理審査申請が必要な電気工作物の規模が2,000kW以上であることを勘案しました。
5	特別地域における対象規模要件（面積5ha）	発電所の発電方式はいろいろあるが、なぜ太陽光発電事業だけ出力（kW）ではなく面積（ha）で制限しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業に伴う環境影響が、土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されるためです。 ・なお、法においては、環境影響評価手続の結果を電気事業法の許認可等の審査に直接反映させることとしているため、出力を用いています。

6	特別地域における対象規模要件 (面積5ha)	面積を5haで規定し、将来的に太陽光パネルの性能が上がってくる場合、厳しくなるのか、甘くなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模要件を面積としているため、性能向上による影響はありません。 ・なお、今後パネル面積あたりの出力が向上すると、必要な面積は減少していくこととなるため、環境への影響も減少することとなります。
7	太陽光発電所の累積影響	複数の事業者による小規模事業場の集積によっても、環境影響が大きくなる。太陽光発電所の累積影響について、どのように規制・指導しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な影響については個別の判断になりますが、環境影響評価法や条例が適用される場合は、累積影響を勘案し、環境影響評価を行いません。 ・県では、条例対象外の事業に対して、自主的環境配慮指針や国の環境配慮ガイドラインに基づき行政指導する際に、近隣の既存事業や計画中の事業等必要な情報を収集し、累積的な影響を考慮した事業計画とするよう促しています。 ・なお、市町村においては、再エネ事業と自然環境の調和に関する条例や要綱を策定しており、多くの自治体で「近隣太陽光と併せて5,000㎡以上」になる事業計画を適用対象として指導しています。
8	中小規模の太陽光発電事業に対する指導	条例の対象とならない規模の太陽光発電事業の指導はどうするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、自主的環境配慮指針及び国の環境配慮ガイドラインに基づき、行政指導しています。 ・今後、太陽光発電に特化した「太陽光発電所の設置に関する自主的環境配慮指針」を策定し、指導する方針です。 ・なお、市町村においては、再エネ事業と自然環境の調和に関する条例や要綱を策定し、事前協議や住民説明会の開催などを指導しています。
9	「大分県新エネルギービジョン」のエコエネルギー導入量(目標)への影響	大分県の再生エネルギー自給率の目標達成には影響しないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県新エネルギービジョンを令和2年3月に改訂し、エコエネルギー導入量の目標設定がなされましたが、この目標値に影響を与えるような規制ではありません。 ・環境アセスを行うことにより、環境配慮がなされれば、地域住民に受け入れられやすくなり、円滑な導入につながるものと期待されます。
10	防災上の措置	防災上の措置・安全性に関しては、環境影響評価の評価項目ではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による公共用水域の水の濁りに関しては環境影響評価項目ですが、防災上の措置や施設・設備の安全性に関しては評価項目ではありません。 ・なお、防災上の措置や施設・設備の安全性に関しては、電気事業法及びFIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)に基づき、経済産業省が認定や指導監督を行なっています。 ・また、事業の実施に伴い、1ha以上の森林の伐採を行う場合は、森林法に基づく林地開発許可が必要となり、災害の発生防止のための措置等が許可の要件となっています。

大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正（太陽光発電所の対象規模要件の強化）
に関する大分県環境審議会等での意見及び県の見解

2 大分県環境影響評価技術審査会

番号	項目	意見要旨	県の見解
1	太陽光発電所の設置のあり方（再エネ推進と自然環境保全の両立）	再エネの更なる利用は必至であるが、規模や建設場所については、慎重な協議が必要である。自然エネルギーを利用するために自然を破壊し、環境を破壊するのでは本末転倒であるので、特別地域を設け対象規模要件を強化すべきである。	・改正に賛同されるご意見として、参考とさせていただきます。
2	太陽光発電所の設置のあり方（規制強化）	全国的に規模要件は縮小の傾向にあり、将来的には20haが最小規模とならない可能性が高いと思われる。太陽光発電については全国各地で反対運動が起きており、条例などによる規制も増えつつある。事業としての太陽光発電は景観を著しく損なうだけでなく、生態系を完全に破壊するという点において自然にやさしいエネルギーとは言い難い。可及的速やかに規制強化の方向に舵を切るべきである。	・改正に賛同されるご意見として、参考とさせていただきます。
3	太陽光発電所の設置のあり方（規制強化）	太陽光発電所の乱立により、人里に近い山野に生息する普通種までもが脅かされる環境となっており、自然の連続性が分断された見るに無残な景観を演出している。自然環境は常に連鎖しているため、地域を絞ることなく、一律に強化を進めるべきである。	・現行条例では、県内のすべての地域（工業専用地域等を除く）において、20ha以上の太陽光発電所を対象としています。今回の改正により、特別地域を含むものにあつては5ha以上が対象となります。 ・規模要件は、地域の実情に応じ、地域特性を考慮したうえで設定すべきと考えます。 ・なお、特別地域における規模要件については、環境保全と再生可能エネルギー事業の必要性等を考慮するとともに、全都道府県の環境影響評価条例の規模要件等を勘案しています。
4	特別地域（範囲）	文化財等への影響がある地域や景勝地を特別地域に入れて欲しい。	・特別地域は、法や条例、条約等において「自然環境の保護・保全、生物多様性の確保」が直接的な目的となっており、かつ、そのエリアが明確に位置づけられている地域（区域）としました。 ・文化財保護法に関連する地域については、範囲が明確に定められていないものも含まれるため、特別地域に選定していません。 ・文化財保護法に関連する地域周辺において事業が計画された場合は、自主的環境配慮指針に基づく環境配慮の実施をしっかりと指導していきます。

5	太陽光発電所の設置のあり方 (推進エリアと規制エリアのゾーニング)	県全体のエネルギーバランスを考え、再エネを促進すべきエリア、再エネを許可しないエリア、その種類、規制要件等を市町村と共同作業でマップ化すると同時に、サイクルで捉える検討も必要。そのゾーニングをすべきである。面積強化だけでは根本的な解決にはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例では、工業専用地域等を除いて、20ha以上の太陽光発電所にアセスを義務付けています。 ・ 今回の改正により、太陽光発電所については、工業専用地域等においては、いわば促進するエリア、特別地域は、積極的な開発が抑制されるべきエリアの位置付けとなると考えられます。 ・ 市町村との連携及びマップ化等については、今後の課題として検討させていただきます。
6	太陽光発電所の設置のあり方 (累積影響)	面積ですべてが解決できるわけではないが、設置場所の自然環境保全上の質的な内容が加味されることが必要である。また、小規模事業の複合的な影響に注意することが重要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所の特性を考慮し、特別地域を設けました。 ・ 複合的な影響については個別の判断になりますが、環境影響評価法や条例が適用される場合は、累積影響を勘案し、環境影響評価を行いません。
7	太陽光発電所の設置のあり方 (累積影響)	対象とならない小規模発電所が林立することで、実質的に大規模発電所の建設と同じ状況になってしまうおそれがあるから、一律に規制すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、自主的環境配慮指針や国の環境配慮ガイドラインに基づき行政指導する際に、近隣の既存事業や計画中の事業等必要な情報を収集し、累積的な影響を考慮した事業計画とするよう促しています。 ・ なお、市町村においては、再エネ事業と自然環境の調和に関する条例や要綱を策定しており、多くの自治体で「近隣太陽光と併せて5,000㎡以上」になる事業計画を適用対象として指導しています。
8	太陽光発電所の設置のあり方 (累積影響)	隣接する距離等も設置基準に入れたほうが良いと考える。ひとつひとつは対象規模を厳守していても、設置した隣接地に同様の規模の太陽光発電設備が複数できれば、環境への影響も大きくなる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的な影響に係る環境影響評価の実施の必要性については、距離や規模、設置時期など、様々な要件を考慮する必要があるため、個別の判断としています。

大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正（太陽光発電所の対象規模要件の強化）
に関する大分県環境審議会等での意見及び県の見解

3 パブリックコメント等

番号	項目	意見要旨	県の見解
1	特別地域 (範囲)	祖母・傾・大崩ユネスコ エコパークの「核心地 域」「緩衝地域」が対象 になっているが、対象に した経緯を教えて欲し い。 個人的には、移行地域も 対象地域に含んで欲し い。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域は、法や条例、条約等において「自然環境の保護・保全、生物多様性の確保」が直接的な目的となっており、そのエリアが明確に位置づけられている地域（区域）としました。 ・「核心地域」は自然環境を厳格に保護しなければならない地域、「緩衝地域」は人間活動から核心地域を保護するための地域として国定公園や県立自然公園として保護された地域であることから特別地域としました。 ・「移行地域」については、人が暮らしを営み環境に配慮した持続的な発展を目指す地域であること、及び関係市町村の全部又は大部分を占めることから特別地域としていません。
2	特別地域 (範囲)	世界農業遺産は対象にし ないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域は、法や条例、条約等において「自然環境の保護・保全、生物多様性の確保」が直接的な目的となっており、かつ、そのエリアが明確に位置づけられている地域（区域）としました。 ・世界農業遺産及びジオパークは主目的及びエリア、保安林については主目的が十分に要件を満たしていないため選定していません。 ・世界農業遺産及びジオパークの周辺等において事業が計画された場合や、森林等の開発を伴う場合は、自主的環境配慮指針に基づく環境配慮の実施をしっかりと指導していきます。
3	特別地域 (範囲)	ジオパークは対象にしな いのか。	
4	特別地域 (範囲)	特別地域に森林法に基づ く保安林指定区域を加え ること。	
5	事業活動への 影響	特別地域を設けることに より、土地所有者の権利 や、事業者の経済活動に 支障がでるのではない か。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価条例は事業の実施を規制するものではないため、特別地域内であっても、環境に配慮した事業の実施は可能です。 ・再生可能エネルギーの導入にあたっては、大分県新エネルギービジョンや大分県環境基本計画において、自然環境と調和した事業となるよう求めています。 ・そのため、本県の豊かな自然環境を守り、持続可能な開発を行うためには、自然環境保全上重要な地域である特別地域において行われる事業に対し、より適切な配慮を求めることは必要なものであると考えます。
6	その他	良い取組だと思うので、 協会紙で取り上げたい。 また、他のエコパークに も展開してほしいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・改正に賛同されるご意見として、参考とさせていただきます。

7	その他	太陽光発電所設置の事業面積として残置森林の面積は算入するのか、算入する理由は。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模要件の指標としている敷地の面積には残置森林等を含む、事業を実施するために必要な開発区域全体としています。 ・直接改変されることの少ない残置森林ですが、事業の実施により森林が分断され、森林内での往来が困難になることによる生態系への影響等が懸念されるため、対象に含めています。
8	その他	太陽光パネル等を解体・撤去する際に大量の廃棄物が生じるが、事業終了後の計画も事前に評価予測させるべきではないか。評価予測したままだけで環境アセス手続きが完了してよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価制度では、一般的に工事の実施及び施設の存在により発生する廃棄物の削減が求められています。 ・なお、再エネ特措法において、事業終了後の太陽光発電設備の解体・撤去及び廃棄物処理費用については、その総額を算定し、積み立てを行うよう定められています。 ・また、処分等にあたっては、廃掃法等の関係する法令等に従い、適正に処理する必要があります。